

(1) 車道舗装

	通常の舗装	排水性舗装
県道	<p>【4号様式】</p>	<p>【4号-B様式】</p>
国道	<p>【6号様式】</p>	<p>【6号-B様式】</p>

(2) 歩道舗装【アスファルト舗装】 ※面積に関わらず透水性舗装を原則とする。

	透水性舗装	通常の舗装
一般部	<p>【7号様式】</p>	<p>【7号-B様式】</p>
乗入部 (4 t 以下)	<p>【8号様式】</p>	<p>【8号-B様式】</p>
乗入部 (4 t 超)		<p>【9号-B様式】</p>

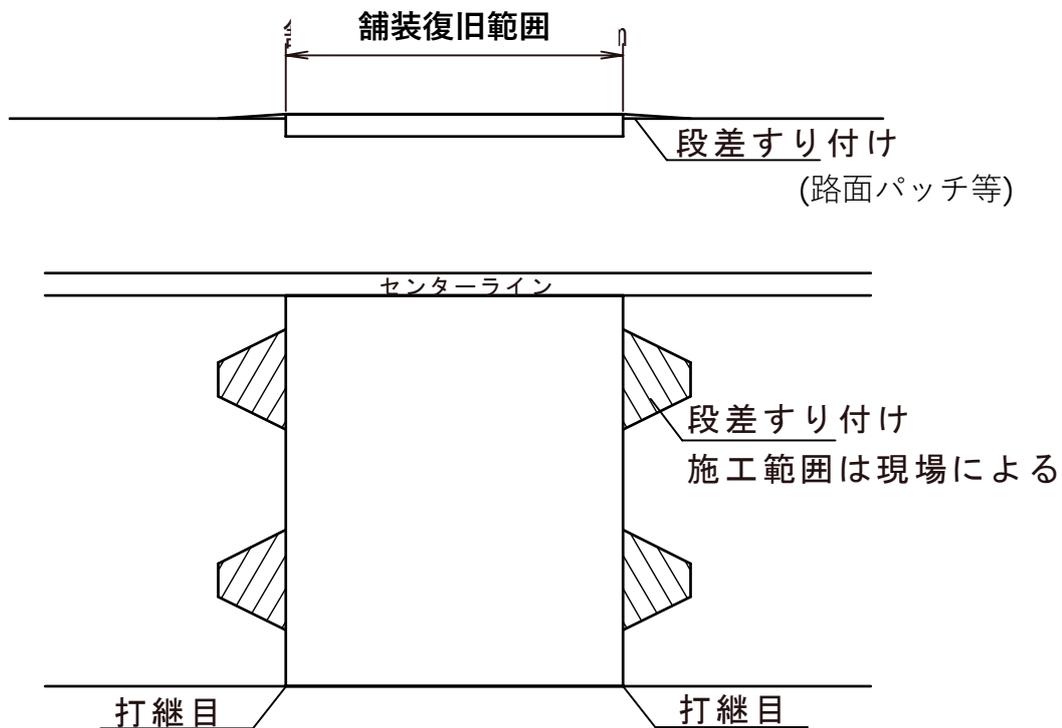
(3) 歩道舗装【インターロッキング等】

	通常の舗装	透水性舗装
一般部	<p>60mm ブロック 30mm 砂 100mm 再生切込碎石</p>	<p>60mm ブロック 30mm 砂 ← 透水性シート 100mm 再生切込碎石 50mm フィルター層(砂)</p>
乗入部 (4 t 以下)	<p>80mm ブロック 30mm 砂 150mm 再生切込碎石</p>	<p>80mm ブロック 30mm 砂 ← 透水性シート 150mm 再生切込碎石 50mm フィルター層(砂)</p>
乗入部 (4 t 超)	<p>80mm ブロック 30mm モルタル 1:3 100mm コンクリート 150mm 再生切込碎石</p>	

※その他の舗装については、個別協議とする。

[車道舗装の本復旧に係る留意事項]

① 舗装打継目で生じる振動等を抑制するため、下図のとおり段差すり付けを施工すること。



② 施工継ぎ目部では、既設舗装の側面にプライマーを十分塗布し、接着を高めること。

